

【 検 査 】**４９ AFP－L３％の算定について**

《令和６年２月２９日》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD009「23」α－フェトプロテインレクチン分画（AFP－L３％）の算定は、原則として認められる。
 - (1) 肝癌の疑い
 - (2) 肝癌（当月診療開始日）
- ② 次の傷病名に対するD009「23」α－フェトプロテインレクチン分画（AFP－L３％）の算定は、原則として認められない。
 - (1) 肝硬変
 - (2) B型肝炎
 - (3) C型肝炎

○ 取扱いを作成した根拠等

α－フェトプロテインレクチン分画（AFP－L３％）は、レクチン反応性による分画比で、AFPやPIVKAⅡよりも肝癌に対する特異度が高く、肝細胞癌の早期診断や治療効果の判定に使用されるものである。

また、当該検査を含め腫瘍マーカーについては、厚生労働省通知[※]において、悪性腫瘍の患者であることが強く疑われる者に対して算定できる旨示されている。

以上のことから、当該検査は、原則、肝癌疑いと肝癌（当月診療開始日）で認められるものであり、肝硬変、B型肝炎又はC型肝炎の傷病名に対する算定は、原則として認められないと判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について